

議案第316号

大阪市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和38年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表大正消防署の項中「小林東3丁目5番17号」を「小林東3丁目5番16号」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大正消防署の住居番号の変更に伴い、同消防署の位置を定める規定を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市消防本部及び消防署の設置に関する条例（抄）

別 表

名 称	位 置	管 轄 区 域
省 略	省 略	省 略
大 正 消 防 署	大阪市大正区小林東3丁目5番 17号 16号	省 略
省 略	省 略	省 略